

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : ひょうご多文化共生社会推進懇話会報告(案)
 意見募集期間 : 令和2年12月23日～令和3年1月12日
 意見等の提出件数 : 11件(3人)

項目等	意見等の概要	件数	考え方
全体	多文化共生、ダイバーシティの中止、実習生、留学生の受け入れを停止していただきたい。多文化の理解と共生は別物である。兵庫県がすすめる多文化共生県政に強く反対する。	1	[その他] 兵庫県は、国籍や文化など、世界からの多様な背景を有する人々が集まり、共に支え合いながら生活し活動することで、国際性豊かな地域として発展してきました。外国人県民は、地域社会への積極的な参画と多様な担い手として活躍しており、兵庫県では多文化共生の実現にあたって、多文化への理解は重要と考えています。
	多文化共生は心地よい響きだが、日本は、甘い基準で帰化を認め、日本人ではなく、外国人が自分たちに都合の良い法律を作り、政治を進めていく危険性があることに気づいてほしいと思う。	1	[その他] 帰化は、国籍法により日本在住期間・能力・素行・生計などの条件を満たした上で、国の審査による許可が必要です。兵庫県では、国の方針を踏まえて、ひょうご多文化共生社会推進指針を策定し、地域の発展に向けて、グローバルな多様性を活かして、県民が共に繋がりあって活躍する包摂性に富んだ多文化共生社会を推進しています。
	多文化共生社会は、日本人にとってはひどい社会。多文化共生社会を進めるよりも、日本人が、兵庫県民が、安心して暮らせる政策を行ってほしいと切に願っている。	1	[その他] 兵庫県は、国籍や文化など、世界からの多様な背景を有する人々が集まり、共に支え合いながら生活し活動することで、国際性豊かな地域として発展してきました。日本人も外国人県民も同様に安心して暮らせる多文化共生の実現を目指しております。
II 現状と課題	(本文12ページ) 報告書の中の「外国人県民に対する差別的言動や扱いは依然残っており、インターネットや街頭でのヘイトスピーチ」の内容において、実際にこの1年間で、兵庫県においてどれだけあったのかよく調べてから、報告書に載せてほしい。事実が確認されなければ、その部分の削除をお願いしたい。	1	[既に盛り込み済みです] これまで、インターネットや街頭における、いわゆるヘイトスピーチなどが生じてきていることを踏まえ、「インターネットや街頭でのヘイトスピーチなどの問題も生じている。」と記載しています。

<p>Ⅲめざす 姿と取組 方針</p>	<p>(本文 17 ページ、23 ページ) 外国人労働者を雇っている企業について、差別的な扱いがされていないか調査をし、必要であれば人権講座や、異文化体験講座などを受けさせてはどうか。</p>	<p>1 [既に盛り込み済みです] 「3 多文化共生を推進する主体の国の地方機関の役割」の項目で、「外国人の雇用に際して、労働分野を所管する公共職業安定所、労働基準監督署等が各種法令に基づく指導」と記載しています。 多文化共生の啓発については、「(1)多文化共生の意義の普及啓発の①多文化共生の啓発」の項目で、「地域住民や企業、NGO、自治体等に対して、研修会をはじめ様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を推進」と記載しています。</p>
<p>Ⅳ総合的 な取組</p>	<p>(本文 24 ページ) 住民票の手続きなど転入の際に日本語教室や相談所、外国人コミュニティの案内も配布するなど、地域につなぐ役割も役場がしてはどうか。</p>	<p>1 [既に盛り込み済みです] 「(2) 地域の実情に応じた環境づくりと情報発信の②先導的取組の情報発信」の項目で、「県内各地域での取組を促進することにより、地域の状況を踏まえた全県的な多文化共生の環境づくりを推進」と記載しており、事例 2 で記載している在住外国人生活支援モデル事業により、外国人県民が増加する県下市町の支援を実施しています。</p>
<p>(本文 27 ページ) 機会均等とはいえ、政府が打ち出している留学生への授業料免除、手厚い支援に納得できない。機会均等をいうなら、留学生より、まず日本の大学生を支援すべきではないか。</p>	<p>1 [その他] 日本学生支援機構等において、日本人の大学生に対する奨学金等修学支援制度も設けられています。</p>	
<p>(本文 29 ページ) 多言語による情報発信では、「やさしい日本語」での説明も併記するなど、「多言語対応」+「やさしい日本語」が実用的だと考える。 市役所内や病院内などに、「やさしい日本語」での対応スタッフをおいてはどうか。 外国人労働者を雇っている企業に「やさしい日本語」の講習を関わる日本人の社員すべてに受けさせるべきである。</p>	<p>1 [既に盛り込み済みです] 「(1) 情報提供の多言語化②『やさしい日本語』の活用、普及」の項目で、「行政情報等において、漢字に振り仮名を付けることや『やさしい日本語』の活用を促進して、理解しやすい表記による情報提供を普及」と記載しています。 「やさしい日本語」での対応スタッフや講習については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
<p>(本文 30 ページ) 地域日本語教室の質を高めるためにも専門家(日本語教師、コーディネーター、カウンセラーなど)の扱いを有償ボランティア、もしくは雇用にすべきである。</p>	<p>1 [ご意見を反映しました] ご指摘を踏まえ、「(3) 日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援 ②地域の日本語教室の支援」の項目で「地域の日本語学習の担い手となる日本語教師やコーディネーター、ボランティアの育成及び有償化の促進」と記載し、「有償化の促進」の文言を加えて修正しました。</p>	

IV総合的な取組	<p>(本文 31 ページ)</p> <p>健康保険も払っていない外国人が日本の医療を受ける。外国人が医療サービスを受けるなら、それ相応の負担をしてもらうのが、当然だと考える。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>日本人と同様に外国人も、被用者保険の適用事業所に常時雇用される人は、事業主が健康保険に加入することが義務づけられています。また、日本に3カ月を超えて住む外国人は、国民健康保険に加入が義務づけられており、外国人も費用を負担して医療サービスを受けています。</p>
	<p>(本文 35 ページ)</p> <p>住民同士でサポートすることを提案する。生活様式や、文化の違いを教えたり、共にイベントに参加したりすることにより他の住民との交流も生まれると考える。</p> <p>学校を交流の場とするのであれば、地域住民であるアジア圏の人も加わるようなイベントを開催すべきではないか。</p>	1	<p>[既に盛り込み済みです]</p> <p>「(1) 外国人県民の地域活動への参画促進 ②地域活動への参加を促進」の項目で「外国人県民とサポート役となる住民とのマッチングの支援を検討」及び「外国人コミュニティ・外国人支援団体等が開催する交流イベントを支援し、参加を促進」と記載しています。</p> <p>学校での交流については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

※ なお、今回いただいたご意見については、報告書の（参考）項目で紹介しています。